

農業委員会法7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年度日野市農業委員会活動指針

令和5年3月8日
日野市農業委員会

はじめに

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の施行により、これまで努力義務であった農地の最適化指針の策定及び公表が法定化されたことと併せて、日野市内における効率的且つ農業者の経営力向上に資するために農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるものとする。また、地域農業者の代表、地域の世話役として「行動する農業委員」を目標に、以下の視点にたつて標記指針を定め「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や農地利用の促進と農地利用状況調査等を通じて遊休農地の発生防止活動をより一層推進し、農業委員会活動を向上させてきた。

日野市では、令和2年3月に「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」を策定。行政、JA、市民と共に農業委員会もその施策の実施主体として位置づけられ、都市農地の保全と農業の発展に努めてきた。

他方で令和4年度の日野市農業委員会活動方針では、農地の保全と利用促進を重点項目に掲げている。特に農地利用状況調査においては、農業委員会委員が市内全域を調査し、遊休農地が発生しないよう農業者への指導に注力しており、現在、遊休農地は不存在である。ただし、将来に向けては、農業者の著しい高齢化が加速されることが想定され、適正な肥培管理が難しくなる農地が増加することから、より農地利用状況調査及び農業者への指導を徹底する。指導にあたっては、農地の貸借の有効性について十分な説明を行い、経営規模の拡大を望む農業者及び新規就農者とのマッチングを図ることとする。マッチングにあたっては、日野市独自の農地バンク事業を継続することで即効性のあるマッチングを継続することで遊休農地の発生を未然に防ぐこととする。

以上を当面の農地の最適化指針として定め、今後の農業委員会活動については「行動する農業委員の活動」を推進するとともに生産緑地を含む農地の貸借の活性化、遊休農地の発生防止及び農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととする。

2 活動計画等

(1) 「行動する農業委員の活動」の推進

日常的な相談活動など農業者への支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加することで委員の資質向上を目指す。

- ① 農地の適正な肥培管理と利用促進
- ② 地域の農地の情報収集と状況把握
- ③ 農地貸借に関する制度の周知
- ④ 借り手農業者と貸し手農業者間のマッチング支援

(2) 農地等の利用の最適化を推進する活動

農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な取組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進める。

- ① 農地利用状況調査の充実及び強化ならびに不適切肥培管理農地への指導
- ② 生産緑地制度の周知と追加指定の促進
- ③ 相続税等納税猶予制度の適正な運用（肥培管理指導の徹底）
- ④ 農地貸借に関する制度周知と活用の推進

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記（2）の取組みを通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状 (令和3年) | 133ha | 0 ha | 0% |
| 3年後の目標 (令和6年3月) | 124.7ha | 0 ha | 0% |
| 目 標 (令和13年3月) | 107.3ha | 0 ha | 0% |

(4) 情報活動の推進

新たな農地関連制度を的確に伝え、より一層の理解を図るため、農業委員会だより等で積極的に情報を発信していく。

- ① 農業委員会だよりの発行
- ② 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知
- ③ 農業者への戸別訪問や説明会開催による制度周知

(5) 認定農業者等の支援活動

関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行う。

- ① 農業後継者等の担い手を対象とした人材育成事業に対する支援
- ② 研修、相談、簿記、生産履歴記帳といった経営改善事業等への支援
- ③ 農業経営改善計画の認定への支援、家族経営協定締結の促進
- ④ 施設化の促進及び基盤整備事業の支援

(6) 地域農業の確立に向けた活動

市内農産物を内外に広くPRし、地産地消や食育を推進するとともに、日野の農業の発展に努める。

- ① 地場農産物の普及促進事業の支援
- ② 各種イベントへの積極的な参加や直売会を通じた農業のPRや地産地消の推進
- ③ 学校給食への地場産農産物の納入を継続するとともに「日野市みんなですすめる食育条例」で定める地場産農産物の利用率25%の堅持
- ④ 関係機関と連携した新たな担い手不足解消に向けた施策の展開。

(7) 農業のある地域づくりの推進

子どもから高齢者までが身近に接することのできる都市農業について、関係機関と協力し、地域住民と協働して取組みを進める。

- ① 農業ボランティア育成・派遣事業に対する支援
- ② 農業体験学習や職場体験に対する支援
- ③ 「食と農」に関連する事業への参加と支援

(8) 農政活動の推進

都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進める。

- ① 東京都農業会議事業への積極的な参加
- ② 都市農地保全推進自治体協議会への協力

以上